

情報提供日：令和7年5月23日

「定額減税補足給付金給付事業(不足額給付分)」を 専決処分しました(5/23)

龍ヶ崎市では、以下の事業について、本日、令和7年5月23日(金)に令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)の専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

【令和7年度補正予算(第1号)】

会計	予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	31,492,000千円	292,450千円	31,784,450千円

【令和7年度補正予算(第1号)に計上した事業】

令和6年度に実施した「物価高騰対応給付金給付事業(調整給付分)」で給付を受けた方のうち、令和6年分の所得税額等が確定した後に、当初調整給付額に不足が生じる方について、不足分の給付(不足額給付)を実施するための予算を専決処分により補正。

●定額減税補足給付金給付事業(不足額給付分)292,450千円

【福祉総務課(担当:小林^{こばやし}・寺田^{てらだ})】

【対 象 者】不足額給付Ⅰ 当初調整給付額と給付確定額で差額が生じた方

不足額給付Ⅱ 令和6年分所得税・令和6年度分住民税所得割ともに非課税であり、事業専従者又は合計所得金額が48万円超の方で要件を満たした方

【給 付 額】不足額給付Ⅰ 「本来給付すべき額」と「実際に給付した額(調整給付)」との差額

不足額給付Ⅱ 4万円 ※令和6年1月1日時点で海外居住の場合は3万円

【補正予算額】給付金:274,890千円 事務費17,560千円

【財 源】全額国庫負担

【申 請 期 間】7月以降受付開始予定

予算編成に関する 問い合わせ先	龍ヶ崎市 総務部 財政課 財政グループ 担当者:関川(せきかわ) 連絡先:0297-60-1517(直通)
--------------------	---